

參考資料

だんじょきょうどうさんかく しみんいしきちょうさ
「男女共同参画についての市民意識調査」への
きょうりょく ねが
ご協力のお願い

しみんのみなさまには、ひごろよりしせいにご協力いただきましてありがとうございます。

ほんしでは、「第2次 やお女と男のはつらつプラン」を平成21(2009)年3月に策定し、男女共同参画社会の実現に向けた取り組みを進めているところです。

つきましては、広く市民のみなさまの男女共同参画についての現状や意識、ご意見をお伺いし、八尾市の男女共同参画施策を推進するうえでの貴重な基礎資料として活用するため、本市民意識調査を実施することになりました。

この調査は満18歳以上の市民を対象として、住民基本台帳から3,000名の方々を無作為に選ばせていただきました。

無記名でご回答いただきました調査票は、八尾市個人情報保護条例により適切に管理し、また調査データは統計的に処理いたしますので、内容が外部にもれたり、個人にご迷惑をおかけすることは決してありません。

お忙しい中、お手数をおかけいたしますが、調査の趣旨をご理解いただき、ご協力くださいますようお願い申し上げます。

平成26(2014)年10月

八尾市

きにゅうにあたってのねが
ご記入にお願い

*ご自分で文章を読んだり書いたりすることが困難な方は、ご家族やご友人に代筆していただいても結構です。また、代筆が困難な場合は、下記までご連絡ください。

*回答は、あてはまる番号を○で囲んでください。

*選択肢の中で「その他」を選んだ場合は、()内に具体的な内容をご記入ください。

*ご記入いただいた調査票は、10月14日(火曜日)までに、同封の返信用封筒に入れて、お近くの郵便ポストに投函してください。(切手はいりません)

【問い合わせ先】この調査についての問い合わせは、下記までお願いします。

やおしじんけんぶんか ぶじんけんせいさくか
八尾市人権文化ふれあい部人権政策課

電話 : 072-924-3894

ファックス : 072-924-0175

だんじょきょうどうさんかく しみんいしきちょうさひょう
男女共同参画についての市民意識調査票

A. あなた自身について

問1. あなたの年齢は（〇は1つ）

- | | |
|-------|---------|
| 1 10代 | 5 50代 |
| 2 20代 | 6 60代 |
| 3 30代 | 7 70代以上 |
| 4 40代 | |

問2. あなたの性別は（〇は1つ）

- | | | |
|------|------|----------------------|
| 1 女性 | 2 男性 | 3 女性・男性と答えることに抵抗を感じる |
|------|------|----------------------|

問3. あなたは結婚していますか。（事実婚を含む）（〇は1つ）

- | | |
|-----------|------------------|
| 1 結婚していない | 3 結婚したが、離別又は死別した |
| 2 結婚している | 4 その他（具体的に |

問4. あなたが同居している家族構成は（〇は1つ）

- | | |
|-----------------------|------------------|
| 1 単身（ひとり暮らし） | 4 ひとり親と子ども（2世代） |
| 2 配偶者（パートナー）のみ | 5 祖父母と親と子ども（3世代） |
| 3 配偶者（パートナー）と子ども（2世代） | 6 その他（具体的に |

問5. 同居しているあなたの一番下のお子さんは（〇は1つ）

- | | |
|------------|-------------|
| 1 子どもはいない | 5 中学生 |
| 2 3歳未満 | 6 高校生・大学生など |
| 3 3歳以上～就学前 | 7 社会人 |
| 4 小学生 | 8 その他（具体的に |

問6. あなたの主な仕事は（〇は1つ）

- | | |
|---------------------------------|------------------|
| 1 正社員・正職員 | 6 専業主婦・主夫 |
| 2 契約社員や派遣社員 | 7 学生 |
| 3 パートタイマーやアルバイト
（学生アルバイトを除く） | 8 無職（専業主婦・主夫を除く） |
| 4 自営業又は家族従業員 | 9 その他（具体的に |
| 5 福祉的就労（授産施設、共同作業所など） | |

問7. あなたの配偶者（パートナー）の主な仕事は（〇は1つ）

1 正社員・正職員	6 専業主婦・主夫
2 契約社員や派遣社員	7 学生
3 パートタイマーやアルバイト (学生アルバイトを除く)	8 無職(専業主婦・主夫を除く)
4 自営業又は家族従業員	9 その他(具体的に)
5 福祉的就労(授産施設、共同作業所など)	10 配偶者(パートナー)はいない

問8. 昨年(2013年)の年収(税込)はどのくらいですか。(〇はそれぞれ1つずつ)

(1) あなたの年収(税込)

(2) あなたの配偶者(パートナー)の年収(税込)



1 103万円未満	1 103万円未満
2 103万円～130万円未満	2 103万円～130万円未満
3 130万円～200万円未満	3 130万円～200万円未満
4 200万円～300万円未満	4 200万円～300万円未満
5 300万円～400万円未満	5 300万円～400万円未満
6 400万円～500万円未満	6 400万円～500万円未満
7 500万円～1,000万円未満	7 500万円～1,000万円未満
8 1,000万円以上	8 1,000万円以上
9 収入はない	9 収入はない
	10 知らない
	11 配偶者(パートナー)はいない

B. 男女平等に関する意識について

問9. 次の①～⑧の各場面において、今の社会は男女の地位が平等になっていると思いますか。(〇はそれぞれ1つずつ)

	非常に優遇されている 男性の方が	どちらかといえば 男性の方が優遇されている	平等である	どちらかといえば 女性の方が優遇されている	非常に優遇されている 女性の方が	わからない
①家庭の場では	1	2	3	4	5	6
②職場では	1	2	3	4	5	6
③学校教育の場では	1	2	3	4	5	6
④政治の場では	1	2	3	4	5	6
⑤法律や制度の上では	1	2	3	4	5	6
⑥社会通念・慣習・しきたりなどでは	1	2	3	4	5	6
⑦地域活動の場では	1	2	3	4	5	6
⑧社会全体では	1	2	3	4	5	6

問10. 次の①～⑫の言葉について、あなたはそれぞれの程度知っていますか。(〇はそれぞれ1つずつ)

※ 以下の各項目については、次ページからの「用語の解説」をご参照ください。

	内容まで知っている	言葉は聞いたことがある	知らない
①女子差別撤廃条約	1	2	3
②男女共同参画社会基本法	1	2	3
③男女雇用機会均等法	1	2	3
④育児・介護休業法	1	2	3
⑤ストーカー規制法	1	2	3
⑥ポジティブ・アクション(積極的改善措置)	1	2	3
⑦ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)	1	2	3
⑧DV(ドメスティック・バイオレンス)	1	2	3
⑨デートDV	1	2	3
⑩セクシュアル・ハラスメント	1	2	3
⑪ジェンダー	1	2	3
⑫性的マイノリティ	1	2	3

用語の解説

① 女子差別撤廃条約（女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約）

昭和54（1979）年に国際連合（国連）の総会で採択された国際条約。社会及び家庭における男女の固定化された役割に基づく偏見や慣習の変更、あらゆる分野において男女が平等な条件で最大限に参加する必要があることなどが盛り込まれています。日本は国籍法の改正や男女雇用機会均等法の制定などの条件整備を行い、昭和60（1985）年に批准しました。

② 男女共同参画社会基本法

男女共同参画社会の実現を21世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、男女共同参画社会の基本的な考え方とともに、国や地方自治体、国民の責務などを定めた法律で、平成11（1999）年に公布・施行されました。

③ 男女雇用機会均等法

雇用の分野において男女の均等な機会と待遇の確保などを目的として昭和61（1986）年に施行されました。「募集・採用」「配置・昇進」時における女性に対する差別の「禁止」や積極的改善措置（ポジティブ・アクション）の促進、職場におけるセクシュアル・ハラスメントに関する雇用管理上の配慮義務などが定められています。

④ 育児・介護休業法（育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律）

育児又は家族の介護を行う労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるよう支援することなどを目的として平成4（1992）年に施行されました。

⑤ ストーカー規制法（ストーカー行為等の規制等に関する法律）

恋愛感情などの好意の感情やそれが満たされなかったことへの怨みなどの感情を充足する目的で、特定の者に対してつきまといなどを繰り返し行う行為（ストーカー行為）者に対する処罰や規制、並びに被害者に対する援助などを定めた法律で、平成12（2000）年11月に施行されました。

⑥ ポジティブ・アクション（積極的改善措置）

男女が、社会の対等な構成員として、社会のあらゆる分野における男女間の参画機会の格差を改善するため、必要な範囲において、男女のいずれか一方に対し、参画の機会を積極的に提供することをいいます。

⑦ ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）

国民一人ひとりがやりがいや充実感を持ちながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活においても、子育て期、中高年期などといった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択、実現できることをいいます。

⑧ DV（ドメスティック・バイオレンス）

夫^{ふう}婦^{ふう}や生活^{せいかつ}の本^{ほん}拠^{きょ}を共^{とも}にする交^{こう}際^{さい}相^{あい}手^てと^てい^いた親^{しん}密^{みつ}な人^{にん}間^{げん}関^{かん}係^{けい}の中^{なか}で起^おこ^おる暴^{ぼう}力^{りよく}の^{しん}事^{だいてき}で、身^{しん}体^{たい}的^{てき}暴^{ぼう}力^{りよく}だけ^{だけ}で^でなく、精^{せい}神^{しん}的^{てき}、性^{せい}的^{てき}、経^{けい}済^{さい}的^{てき}な暴^{ぼう}力^{りよく}な^など^ども^も含^{ふく}ま^まれ^れま^ます。

⑨ テート DV

DV（ドメスティック・バイオレンス）の内^{うち}、恋^{こい}人^{びと}同^{どう}士^しの間^{あいだ}で起^おこ^おる暴^{ぼう}力^{りよく}の^{しん}事^{だいてき}を^いい^ます。

⑩ セクシュアル・ハラスメント

相^{あい}手^ての意^いに反^{はん}する「性^{せい}的^{てき}嫌^{けん}が^らせ」を^いみ^みず^す。例^{たと}え^えば強^{ごう}姦^{かん}、強^{きやう}制^{せい}わ^いせ^つな^なの刑^{けい}事^じ犯^{はん}罪^{ざい}にあ^あた^たる行^{こう}為^いから、民^{みん}事^じ上^{じやう}の^ふ法^{ぽう}行^{こう}為^いにあ^あた^たると判^{はん}断^{だん}さ^れない^たん^なるマ^いナ^ー違^い反^{はん}ま^で含^{ふく}む^こと^もあ^あり^ます。
さ^らに、男^{だん}性^{せい}が女^{じやう}性^{せい}に^{たい}し^て行^{おこな}う言^{げん}動^{どう}のみ^なら^ず、男^{だん}性^{せい}が男^{だん}性^{せい}に、女^{じやう}性^{せい}が男^{だん}性^{せい}に、あ^るい^は女^{じやう}性^{せい}が女^{じやう}性^{せい}に^{たい}し^て行^{おこな}う言^{げん}動^{どう}ま^で含^{ふく}ま^れま^す。

⑪ ジェンダー

生^{せい}物^{ぶつ}学^{がく}的^{てき}性^{せい}別^{べつ}に^{たい}し^て、社^{しゃ}会^{かい}的^{てき}、文^{ぶん}化^か的^{てき}な性^{せい}の^あり^{よう}様^{よう}の^こと、[「]社^{しゃ}会^{かい}的^{てき}・文^{ぶん}化^か的^{てき}な性^{せい}差^さ[」]の^ことを^いい^ます。

⑫ 性的マイノリティ

性^{せい}の^あり^{かた}に^{かん}する^{じゆ}従^{じゆ}来^{らい}の^こて^{いて}き^{かん}が^{かた}「性^{せい}別^{べつ}は男^{だん}女^{じやう}のみ」[「]異^い性^{せい}以^い外^{がい}に性^{せい}的^{てき}意^い識^しが向^むく^のは^おか^しい[」]な^ど）か^らは^{いつ}脱^{だつ}し^てい^ると^み見^みな^され、^き差^さ別^{べつ}的^{てき}取^とり^あつ^かを^され^てい^る人^{ひと}び^との^ことを^いい^ます。
具^ぐ体^{たい}的^{てき}に^は、同^{どう}性^{せい}愛^{あい}者^{しや}、両^{りやう}性^{せい}愛^{あい}者^{しや}、性^{せい}同^{どう}一^{いつ}性^{せい}障^{しょう}が^いの^{ひと}な^ど。セ^せク^せシュ^{しゆ}アル^る・マ^まイ^いノ^のリ^りティ^{てい}とも^いい^ます。

問11. 「男は仕事、女は家庭」というような性別で役割を固定した考え方についてどう思いますか。(〇は1つ)

- 1 同感しない
- 2 どちらともいえない
- 3 同感する
- 4 わからない

「1 同感しない」と答えられた方にお尋ねします。

問 11-1. その理由はなぜですか。(〇は1つ)

- 1 性別によって役割を固定するのはおかしいから
- 2 男女がともに働き、ともに家事・子育てをするのは当然だから
- 3 その他(具体的に)

「3 同感する」と答えられた方にお尋ねします。

問 11-2. その理由はなぜですか。(〇は1つ)

- 1 社会の風潮・慣習だから
- 2 男性は仕事に、女性は家事・子育てに向いているから
- 3 役割を分担するほうが効率がよいから
- 4 その他(具体的に)

問12. 次の①～⑦に示した男女のあり方に関する考え方について、あなたは同感する(そう思う)方ですか。同感しない(そう思わない)方ですか。(〇はそれぞれ1つずつ)

	そう思う	どちらかといえば	どちらともいえない	そう思わない	どちらかといえば	そう思わない	わからない
①結婚は個人の自由であるから、結婚してもしなくてもどちらでもよい	1	2	3	4	5	6	
②結婚しても必ずしも子どもをもつ必要はない	1	2	3	4	5	6	
③結婚生活がうまくいかなければ、離婚してもよい	1	2	3	4	5	6	
④男性も子育てや介護にかかわり、家庭と仕事の両立を図るようにした方がよい	1	2	3	4	5	6	
⑤妻や子を養うのは「男の責任」である	1	2	3	4	5	6	
⑥子育てや介護、病人の世話をするのは、男性より女性の方がよい	1	2	3	4	5	6	
⑦子どもが3歳くらいまでは母親が子育てする方がよい	1	2	3	4	5	6	

問13. あなたは、女性・男性であることで、不合理な扱いなどを受けたことがありますか。(〇は1つ)

- 1 受けたことがある
- 2 受けたことはない

問13-1. 問13で「1 受けたことがある」と答えられた方にお尋ねします。差し支えなければ、下記にその内容を記入してください。

C. 家庭生活について

問14. あなたが家事をする時間は、平日・休日を平均して1日どれくらいですか。(〇は1つ)

1 15分未満	4 1時間～2時間未満
2 15分～30分未満	5 2時間～3時間未満
3 30分～1時間未満	6 3時間以上

配偶者（パートナー）がおられる方にお尋ねします。

→該当しない方は、問17へお進みください。

問15. あなたの配偶者（パートナー）が家事をする時間は、平日・休日を平均して1日どれくらいですか。(〇は1つ)

1 15分未満	4 1時間～2時間未満
2 15分～30分未満	5 2時間～3時間未満
3 30分～1時間未満	6 3時間以上

問16. 次の①～⑨の項目について、あなたのご家庭では、誰が主に担当されていますか。(〇はそれぞれ1つずつ)

※ 該当しない場合は空欄にしてください。

	すべて妻が担当	主に妻が担当	夫と妻が同じ程度に担当	すべて夫が担当	主に夫が担当	その他の人が主に担当	わからない
①家計における主な収入を得ている	1	2	3	4	5	6	7
②掃除・洗濯をする	1	2	3	4	5	6	7
③食事の支度をする	1	2	3	4	5	6	7
④日々の家計を管理する	1	2	3	4	5	6	7
⑤子どもの教育としつけをする	1	2	3	4	5	6	7
⑥乳幼児の世話をする	1	2	3	4	5	6	7
⑦子どもの進路を決定する	1	2	3	4	5	6	7
⑧高額な買い物の決定をする	1	2	3	4	5	6	7
⑨地域活動へ参加する	1	2	3	4	5	6	7

すべての方にお尋ねします。

問17. あなたの家族の中に介護を必要とする人がおられる場合、あるいは、もし、家族が介護を必要とする状態となった場合は、自宅で主に誰が介護をしていますか(することになると思いますか)。(〇は1つ)

- | | |
|-----------------|----------------|
| 1 自分 | 6 娘の配偶者(パートナー) |
| 2 配偶者(パートナー) | 7 その他の親族(女性) |
| 3 息子 | 8 その他の親族(男性) |
| 4 娘 | 9 家族・親族以外の人 |
| 5 息子の配偶者(パートナー) | 10 その他(具体的に) |

問17-1. 問17で選ばれた方以外に、自宅で介護をしている人はいますか。(することになると思う人はいますか)。(〇はいくつでも)

- | | |
|-----------------|---------------------------------|
| 1 自分 | 7 その他の親族(女性) |
| 2 配偶者(パートナー) | 8 その他の親族(男性) |
| 3 息子 | 9 家族・親族以外の人 |
| 4 娘 | 10 その他(具体的に) |
| 5 息子の配偶者(パートナー) | 11 ほかに介護をしている人(することになると思う人)はいない |
| 6 娘の配偶者(パートナー) | |

問18. あなたは人生を楽しく過ごすために、どのようなことを心がけていますか。(〇はいくつでも)

- 1 貯金や年金、保険など経済的な準備をしておく
- 2 働ける間は働く
- 3 ひとりでも続けられる趣味を持つ
- 4 できるだけ自分のことは自分でする
- 5 健康に気を配り、体力づくりをする
- 6 家族と過ごす時間を大切にする
- 7 子どもの家族とのコミュニケーションをよくする
- 8 助け合える友人を持つ
- 9 趣味・スポーツ活動などに積極的に参加する
- 10 地域・社会活動などを通じて人との関わりを持つ
- 11 その他(具体的に)

D. 子育て・教育について

問19. あなたの子どもには、将来、どの程度までの教育を受けさせたいとお考えですか。女の子、男の子、どちらについてもお答えください。子どもがおられない方も、もし子どもがいたらと想定してお答えください。(〇はそれぞれ1つずつ)

(1) 女の子の場合 (〇は1つ)

- 1 中学校・支援学校 中学部
- 2 高等学校・支援学校 高等部
- 3 専門・専修学校
- 4 短期大学・高等専門学校
- 5 大学
- 6 大学院
- 7 その他 (具体的に)

(2) 男の子の場合 (〇は1つ)

- 1 中学校・支援学校 中学部
- 2 高等学校・支援学校 高等部
- 3 専門・専修学校
- 4 短期大学・高等専門学校
- 5 大学
- 6 大学院
- 7 その他 (具体的に)

問20. あなたの子どもには、将来、どのような生き方をしてほしいと思いますか。女の子、男の子、どちらについてもお答えください。子どもがおられない方も、もし子どもがいたらと想定してお答えください。(〇はそれぞれ2つずつ)

(1) 女の子の場合 (〇は2つ)

- 1 社会的な地位を得る
- 2 経済的に自立した生活をする
- 3 人間性豊かな生活をする
- 4 家族や周りの人たちと円満に暮らす
- 5 社会に貢献する
- 6 本人の個性や才能を生かした生活をする
- 7 本人の意思に任せる
- 8 その他 (具体的に)
- 9 わからない

(2) 男の子の場合 (〇は2つ)

- 1 社会的な地位を得る
- 2 経済的に自立した生活をする
- 3 人間性豊かな生活をする
- 4 家族や周りの人たちと円満に暮らす
- 5 社会に貢献する
- 6 本人の個性や才能を生かした生活をする
- 7 本人の意思に任せる
- 8 その他 (具体的に)
- 9 わからない

問21. 学校の中で男女平等を推進していくためには、どのようなことが必要だと思いませんか。
(〇はいくつでも)

- 1 学校生活の中で、性別による役割分担をなくす
(児童・生徒会長などのリーダー的役割は男の子で、女の子は補佐役など)
- 2 性別による区別をなくす(男女混合名簿にするなど)
- 3 進路指導や職業観の育成について、性別による区別なく能力を生かせるよう配慮する
- 4 男女平等の意識を育てる授業をする
- 5 男女平等についての理解が深まるように教職員に研修を行う
- 6 校長や教頭に女性を増やしていく
- 7 保護者に対して、様々な機会を通じて男女平等に対する理解を促す
- 8 学校教育の中でする必要はない
- 9 その他(具体的に)
- 10 わからない

E. 就労について

問22. 女性が仕事に就くことについて、あなたはどのように思いますか。(〇は1つ)

- 1 結婚や出産にかかわらず、仕事を続ける方がよい
- 2 結婚するまで仕事を持ち、結婚後は家事に専念する方がよい
- 3 子どもができるまで仕事を持ち、子どもができたらか家事や子育てに専念する方がよい
- 4 子育ての時期だけ一時やめ、その後はフルタイムで仕事を続ける方がよい
- 5 子育ての時期だけ一時やめ、その後はパートタイムで仕事を続ける方がよい
- 6 仕事には就かない方がよい
- 7 その他(具体的に)
- 8 わからない

女性は全員、男性は「配偶者(パートナー)がおられる方」にお尋ねします。

→該当しない方は、問24へお進みください。

問23. 女性が仕事に就くことについて、実際はどれにあてはまりますか。女性はご自身について、男性は、配偶者(パートナー)についてお答えください。(〇は1つ)

- 1 結婚や出産にかかわらず、仕事を続けている(続けていた/続けるつもり)
- 2 結婚するまで仕事を持ち、結婚後は家事に専念している(専念していた/専念するつもり)
- 3 子どもができるまで仕事を持ち、子どもができたらか家事や子育てに専念している(専念していた/専念するつもり)
- 4 子育ての時期だけ一時やめ、その後はフルタイムで仕事を続けている(続けていた/続けるつもり)
- 5 子育ての時期だけ一時やめ、その後はパートタイムで仕事を続けている(続けていた/続けるつもり)
- 6 仕事に就いたことはない(就くつもりはない)
- 7 その他(具体的に)

「働いていない女性の方」又は「配偶者（パートナー）が働いていない男性の方」にお尋

ねします。

→該当しない方は、問25へお進みください。

問24. あなた（又は、あなたの配偶者（パートナー））が、収入を得る仕事に就いていないのはなぜですか。（〇はいくつでも）

- 1 家事・子育てに忙しい
- 2 高齢者や病人を介護している
- 3 家族が反対している
- 4 保育環境が整っていない
- 5 自分（配偶者（パートナー））にあう条件の仕事がない（時間・賃金・年齢など）
- 6 健康上に問題がある
- 7 仕事以外にやりたいことがある
- 8 定年退職をした
- 9 リストラ・倒産などにより解雇された
- 10 働かなくても生活できる
- 11 就学中である
- 12 その他（具体的に
- 13 特に理由はない

働いている女性の方、男性の方にお尋ねします。

→該当しない方は、問27へお進みください。

問25. あなたは職場で悩んでいることや不安なことがありますか。（〇はいくつでも）

- | | |
|-------------------|-----------------------|
| 1 賃金が低い | 7 自分の能力を活かす仕事と与えられない |
| 2 勤務時間が長い | 8 セクハラを見たり受たりしてつらい |
| 3 仕事がつらい | 9 女性が働き続けることに対する理解がない |
| 4 職場の人間関係がうまくいかない | 10 女性に対する能力開発の機会が少ない |
| 5 昇進・昇格が遅い、又は望めない | 11 その他（具体的に |
| 6 休暇がとりにくい | 12 特にない |

問26. あなたは職場以外で悩んでいることや不安なことがありますか。(〇はいくつでも)

- | | |
|----------------------|-------------------------|
| 1 子育ての負担 | 7 働くことについて家族の理解や協力が得にくい |
| 2 家事の負担 | 8 配偶者（パートナー）の転勤 |
| 3 高齢者や病人の介護・看護の負担 | 9 保育所・福祉施設などが利用しにくい |
| 4 子どもの教育 | 10 その他（具体的に |
| 5 自分や家族の健康状態 | 11 特にな |
| 6 自身の障がいや高齢化による悩みや不安 | |

すべての方にお尋ねします。

問27. 男女が対等に働くためには、どのようなことが必要だと思いますか。(〇はいくつでも)

- 1 女性の雇用機会を拡大する
- 2 賃金、昇給の男女格差をなくす
- 3 男性中心の組織運営を見直し、女性の管理職への登用を進める
- 4 男女ともに、能力を発揮できる配置を行う
- 5 能力主義・成果主義による昇進、昇格を行う
- 6 男女ともに、能力、チャレンジ意欲を向上させるための教育・研修機会を充実する
- 7 結婚や出産にかかわらず働き続けられる職場の雰囲気醸成
- 8 子育てや介護のための施設やサービスを充実させる
- 9 男女ともに育児・介護休業など休暇を取りやすいようにする
- 10 職場におけるセクシュアル・ハラスメントをなくす
- 11 パートタイマーや派遣労働者の給与・労働条件を改善させる
- 12 職場において男女が対等であるという意識を普及させる
- 13 家庭（家事・子育て・介護など）において男女が対等であるという意識を普及させる
- 14 女性自身の職業に対する自覚・意欲を高める
- 15 その他（具体的に
- 16 わからない

F. 仕事と生活の調和について

問28. あなたは、生活の中で仕事、家庭や地域活動、個人の生活で何を優先しますか。あなたの希望と現実（現状）に最も近いものをそれぞれお答えください。

(1) 希望（〇は1つ）

- 1 「仕事」を優先したい
- 2 「家庭や地域活動」を優先したい
- 3 「個人の生活」を優先したい
- 4 「仕事」と「家庭や地域活動」をともに優先したい
- 5 「仕事」と「個人の生活」をともに優先したい
- 6 「家庭や地域活動」と「個人の生活」をともに優先したい
- 7 「仕事」と「家庭や地域活動」と「個人の生活」の3つとも大切にしたい
- 8 その他（具体的に)
- 9 わからない

(2) 現実（現状）（〇は1つ）

- 1 「仕事」を優先している
- 2 「家庭や地域活動」を優先している
- 3 「個人の生活」を優先している
- 4 「仕事」と「家庭や地域活動」をともに優先している
- 5 「仕事」と「個人の生活」をともに優先している
- 6 「家庭や地域活動」と「個人の生活」をともに優先している
- 7 「仕事」と「家庭や地域活動」と「個人の生活」の3つとも大切にしている
- 8 その他（具体的に)
- 9 わからない

問29. 今後、男性が家事、子育て、介護、地域活動などに積極的に参加していくためには、どのようなことが必要だと思えますか。（〇はいくつでも）

- 1 男女の役割分担についての社会通念、慣習、しきたりを改めること
- 2 男性が家事、子育て、介護、地域活動に参加することについて、社会における意識を高めること
- 3 夫婦の間で家事などの分担をするように十分話し合うこと
- 4 労働時間の短縮などを進め、仕事以外の時間をより多く持てるようにすること
- 5 男性の仕事中心の生き方、考え方を改めること
- 6 小さいときから男性に家事や子育てに関する教育をすること
- 7 その他（具体的に)
- 8 特に必要ない

G. あらゆる暴力について

問30. あなたは、配偶者（パートナー）など親密な関係にある人（事実婚や元配偶者を含む）から、次のようなことを「されたこと」「したこと」がありますか。女性も男性も、以下の「されたこと」と「したこと」の両方にお答えください。

(1) あなたがされたこと（〇はいくつでも）

(2) あなたがしたこと（〇はいくつでも）

1 生命の危険を感じるほどの暴力をふるわれた	1 生命の危険を感じるほどの暴力をふるった
2 殴る、ける、突き飛ばす、引きずり回すなどの暴力をふるわれた	2 殴る、ける、突き飛ばす、引きずり回すなどの暴力をふるった
3 ものを投げられた	3 ものを投げた
4 気がすまないと伝えているのに、性的な行為を強要された	4 気がすまないとされているのに、性的な行為を強要した
5 避妊に協力してくれなかった	5 避妊に協力しなかった
6 「食わせてやっている」とか「甲斐性なし」などと言われた	6 「食わせてやっている」とか「甲斐性なし」などと言った
7 生活費を渡さなかった	7 生活費を渡さなかった
8 交友関係や電話・メールを細かく監視されたり、外出を制限された	8 交友関係や電話・メールを細かく監視したり、外出を制限した
9 何を言っても長時間無視され続けた	9 何を言われても長時間無視し続けた
10 大声でどなられた	10 大声でどなった
11 無言電話やいやがらせの電話をされたり、メールやファックスを送られた	11 無言電話やいやがらせの電話をしたり、メールやファックスを送った
12 著しく乱暴な言動をされた	12 著しく乱暴な言動をした
13 傷つくような言葉、人格を否定されるような言葉など、人権を侵害することを言われた	13 傷つくような言葉、人格を否定するような言葉など、人権を侵害することを言った
14 その他（具体的に)	14 その他（具体的に)
15 されたことはない	15 したことはない

問30-1. 上記の行為を受けられた方にお尋ねします。そのような行為を受けられてどうしましたか。

(〇はいくつでも)

1 警察に連絡、相談した	6 我慢した
2 公的機関の相談窓口で相談した	7 加害者が謝ってくれたので許した
3 家族や親族に相談した	8 どこ（だれ）にも相談しなかった
4 友人や知人に相談した	→「8」と答えられた方は、問30-2へお進みください。
5 加害者から逃げた	9 その他（具体的に)

問30-2. 問30-1で「8 どこ（だれ）にも相談しなかった」と答えられた方にお尋ねします。
あなたがどこ（だれ）にも相談しなかった（できなかった）のは、なぜですか。

（〇はいくつでも）

- 1 どこ（だれ）に相談してよいのかわからなかった
- 2 恥ずかしくてだれにも言えなかった
- 3 相談しても無駄だと思った
- 4 相談したことがわかると仕返しを受けたり、もっとひどい暴力を受けると思った
- 5 加害者に「誰にも言うな」と脅された
- 6 相談先の担当者の言動により不快な思いをさせられると思った
- 7 自分さえ我慢すれば、なんとかこのままやっていけると思った
- 8 世間体が悪い
- 9 他人を巻き込みたくない
- 10 そのことについて思い出したくない
- 11 自分にも悪いところがある
- 12 自分が暴力を受けているという認識がなかった
- 13 相談するほどのことではないと思った
- 14 その他（具体的に

10代から20代に交際相手のおられる（おられた）方にお尋ねします。

問31. あなたは10代、20代に交際相手から次のようなことを「されたこと」「したこと」がありますか。女性も男性も、以下の「されたこと」と「したこと」の両方にお答えください。

(1) あなたがされたこと (〇はいくつでも)

(2) あなたがしたこと (〇はいくつでも)

1 生命の危険を感じるほどの暴力をふるわれた	1 生命の危険を感じるほどの暴力をふるった
2 殴る、ける、突き飛ばす、引きずり回すなどの暴力をふるわれた	2 殴る、ける、突き飛ばす、引きずり回すなどの暴力をふるった
3 ものを投げられた	3 ものを投げた
4 気がすまないと言っているのに、性的な行為を強要された	4 気がすまないと言われているのに、性的な行為を強要した
5 避妊に協力しなかった	5 避妊に協力しなかった
6 デートの費用やお金を無理やり出させられた	6 デートの費用やお金を無理やり出させた
7 交友関係や電話・メールを細かく監視されたり、外出を制限された	7 交友関係や電話・メールを細かく監視したり、外出を制限した
8 何を言っても長時間無視され続けた	8 何を言われても長時間無視し続けた
9 大声でどなられた	9 大声でどなった
10 無言電話やいやがらせの電話をされたり、メールやファックスを送られた	10 無言電話やいやがらせの電話をしたり、メールやファックスを送った
11 著しく乱暴な言動をされた	11 著しく乱暴な言動をした
12 傷つくような言葉、人格を否定されるような言葉など、人権を侵害することを言われた	12 傷つくような言葉、人格を否定するような言葉など、人権を侵害することを言った
13 その他（具体的に)	13 その他（具体的に)
14 されたことはない	14 したことはない

問31-1. 上記の行為を受けられた方にお尋ねします。そのような行為を受けられてどうしましたか。

(〇はいくつでも)

1 警察に連絡、相談した	6 我慢した
2 公的機関の相談窓口で相談した	7 加害者が謝ってくれたので許した
3 家族や親族に相談した	8 どこ（だれ）にも相談しなかった
4 友人や知人に相談した	→「8」と答えられた方は、問31-2へお進みください。
5 加害者から逃げた	9 その他（具体的に)

問31-2. 問31-1で「8 どこ(だれ)にも相談しなかった」と答えられた方にお尋ねします。
 あなたがどこ(だれ)にも相談しなかった(できなかった)のは、なぜですか。

(〇はいくつでも)

- 1 どこ(だれ)に相談してよいかわからなかった
- 2 恥ずかしくてだれにも言えなかった
- 3 相談しても無駄だと思った
- 4 相談したことがわかると仕返しを受けたり、もっとひどい暴力を受けると思った
- 5 加害者に「誰にも言うな」と脅された
- 6 相談先の担当者の言動により不快な思いをさせられると思った
- 7 自分さえ我慢すれば、なんとかこのままやっていると
- 8 世間体が悪い
- 9 他人を巻き込みたくない
- 10 そのことについて思い出したくない
- 11 自分にも悪いところがある
- 12 自分が暴力を受けているという認識がなかった
- 13 相談するほどのことではないと思った
- 14 その他(具体的に)

すべての方にお尋ねします。

問32. あなたは配偶者(パートナー)など親密な関係にある人(事実婚や元配偶者を含む)からの暴力(殴る、ける、無視するなど身体的、心理的な暴力)について、相談窓口としてどのようなものを知っていますか。(〇はいくつでも)

- 1 配偶者暴力相談支援センター
- 2 女性のための総合的な施設(男女共同参画センター、女性センターなど)
- 3 警察
- 4 法務局、人権擁護委員
- 5 市役所などの相談窓口
- 6 上記1～5以外の公的な機関
- 7 民間の専門家や専門機関(弁護士・弁護士会、カウンセラー・カウンセリング機関、民間シエーターなど)
- 8 その他(具体的に)
- 9 1つも知らない

問33. あなたは、セクシュアル・ハラスメントを受けられたことがありますか。又、それはどのようなことですか。(〇はいくつでも)

- 1 身体をじろじろ見られたり、容姿のことを話題にされた
- 2 結婚予定や妊娠予定をたびたび聞かれた
- 3 性的な冗談や質問、ひやかしなどの言葉をかけられた
- 4 ヌード写真などを貼られたり、雑誌を見せられた
- 5 さわる、抱きつくなど肉体的な接触を受けた
- 6 宴席で、横に座ることやお酌を強要された
- 7 地位や権力を利用して性的関係を迫られた
- 8 「異性関係が派手だ」など性的なうわさを流された
- 9 その他(具体的に
- 10 受けたことはない

)

問34. 配偶者等からの暴力、セクシュアル・ハラスメント、性犯罪など、女性に対する暴力をなくすためにはどのようなことが必要だと思えますか。(〇はいくつでも)

- 1 法律・制度の制定や見直しをおこなう
- 2 犯罪の取り締まりを強化する
- 3 被害者の相談窓口や保護施設を充実させる
- 4 女性に対する暴力を許さない社会づくりに向けて意識啓発をする
- 5 子どもの頃から、学校における人権教育(男女平等、DV、からだと心を大切にしている性についての教育など)を充実させる
- 6 子どもの頃から、家庭における人権教育(男女平等、DV、からだと心を大切にしている性についての教育など)を充実させる
- 7 メディアが倫理規定を強化する
- 8 過激な内容のビデオソフト、ゲームソフトなどの販売や貸出を制限する
- 9 その他(具体的に
- 10 わからない

)

H. 男女共同参画社会づくりについて

問35. 八尾市でおこなっている男女共同参画社会を進めるための事業について、知っているものはどれですか。(〇はいくつでも)

- 1 市政だよりで男女共同参画に関する記事を掲載
- 2 地域に根ざした男女共同参画社会づくりを進めるための情報誌「えいぷりる10」を発行
- 3 男女共同参画週間にちなんだ「男女共同参画週間講演会」の開催
- 4 公募委員とともに男女共同参画についての市民理解を広げることがを目的とした「やお女と男のはつらつフォーラム」の開催
- 5 「第2次やお女と男のはつらつプラン」を策定(平成21(2009)年3月)
- 6 男女共同参画センター「すみれ」(生涯学習センター「かがやき」内)で男女共同参画に関する各種講座を実施
- 7 さまざまな悩みを抱える女性のための「女性相談」を実施
- 8 年2回「女性のための電話相談」を実施
- 9 あらゆる分野における男女共同参画を推進するため、地域や学校、事業者などに出向いて、「男女共同参画出前講座」を実施
- 10 男女共同参画社会の実現をめざした「八尾市男女共同参画推進条例」を制定
(平成22(2010)年4月1日施行)
- 11 知っている事業はない

問36. 男女共同参画を推進することを目的に、市民の交流、情報提供、学習及び相談の場として、八尾市男女共同参画センター「すみれ」（生涯学習センター「かがやき」4階内）を設置しています。あなたは、八尾市男女共同参画センター「すみれ」を知っていますか。（〇は1つ）

- 1 知っている
2 知らない

「1 知っている」と答えられた方にお尋ねします。

問 36-1. 八尾市男女共同参画センター「すみれ」を利用したことがありますか。（〇は1つ）

- 1 利用したことがある
2 利用したことがない

「2 利用したことがない」と答えられた方にお尋ねします。

問 36-2. その理由はなぜですか。（〇は1つ）

- 1 場所がわからない
2 何をしているところかがわからない
3 利用したい時間（曜日）に開館していない
4 参加したい講座などが無い
5 利用したい情報などが無い
6 交通が不便
7 特に利用する必要がない
8 その他（具体的に)

問37. 男女共同参画を進めていく上で、行政（国・府・市）は、どのようなことに力を入れるのがよいと思いますか。（〇はいくつでも）

- 1 男女平等の視点で法律や制度を改める
2 学校教育において、男女平等教育を徹底させる
3 社会教育や生涯学習の分野で、男女共同参画についての理解を深める機会をつくる
4 女性の就労機会を増やし、経済的自立を支援する
5 採用・昇進・賃金など、就労の場における男女格差をなくす
6 男性も女性も労働者が、仕事と家庭の両立をできるように支援する
7 女性の生き方に関する情報提供や交流の場、相談、学習の場を充実させる
8 女性を政策決定の場に積極的に登用する
9 男女共同参画社会を進めるための拠点として設置した男女共同参画センターの機能の拡充を図る
10 女性であるとともに、障がいがあることや外国人であることなどにより、さらに困難な状況にある方々などへの支援を進める
11 その他（具体的に)
12 特に必要はない

問38. 八尾市の男女共同参画社会づくりの推進を考える上で、ご意見があればご記入ください。

☆☆ 協力いただきありがとうございました ☆☆

同封の返信用封筒に入れて、10月14日(火曜日)までにお近くの郵便ポストに投函してください。(切手はいりません)